

加賀保育園 重要事項の概要

施設の所在地 足立区加賀二丁目 31 番 5 号 101 (電話 03-3853-5782)
 開設年月日 西暦 1981 年 5 月 1 日
 設置者 足立区(代表者 足立区長)
 園長 岩島 裕子

施設の目的及び運営方針

- ◆当園は、保育を必要とする乳幼児を日々受け入れ保育を提供し、常に子どもの最善の利益を考慮し、健やかで心豊かに育つよう養護及び教育を一体的に行うことを目的とします。
- ◆当園は、法令を遵守するとともに、「保育所保育指針」に従い、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

提供する保育サービス等

◆保育を提供する日

月曜日～土曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

◆保育を提供する時間

◆開所時間 7時30分～18時30分

◆保育時間 認定区分ごとに、次の時間帯のうち保育を必要とする時間

保育標準時間認定 7時30分～18時30分

保育短時間認定 8時30分～16時30分

※保育短時間認定の方が上記時間を超過した場合、一時延長保育料がかかります。

◆提供する保育内容

保育の提供、給食の提供、零歳児保育、一時延長保育、一時保育

◆園児定数

合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
102名	10名	14名	18名	20名	20名	20名

◆職員構成

職名	人数	職務内容
園長	1人	施設の運営業務を総括し、保育の質及び職員の専門性向上を図る
主任	1人	園長の補佐業務 園全体の把握 職員や保育業務の調整
保育士	16人	専門的知識及び技術をもって保育及び保護者に対する支援を行う
看護師	1人	子どもの健康管理と園全般の衛生管理、衛生指導を行う
栄養士	1人	安心、安全な給食提供のための食事の管理、食育の実施
用務	2人	環境整備等 各種業務の補助
保育補佐	8人	各時間帯における保育業務に関わること
保育補助	14人	各時間帯における保育補助業務に関すること
給食委託	委託	給食調理業務の円滑な運営

施設の概要

◇建物の構造 鉄筋コンクリート造 1階
◇延べ床面積 667.22 m² ◇屋外遊戯場 787.50 m²

緊急時における対応方法

◇子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに子どもの保護者又は緊急連絡先、医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

◇嘱託医

入江 康裕 先生 (いりえクリニック)
足立区加賀一丁目 18番18号 足立区立エステート野口 102 03-6803-1818

◇保険の種類

日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」に加入しています。

災害等への備え

◇地震の時の対応

園舎が安全な場合は、園内で安全を確保します。

園舎が危険な場合は、以下の場所に避難し安全を確保します。

◆一時集合場所 足立区立加賀中学校

◆避難場所 舎人公園

◆避難所 足立区立加賀中学校

※避難先は園に掲示します。

◇水害の恐れがある時の対応

園舎がある地域に浸水の恐れがある場合は、以下の対応を取ります。

◆避難所が開設された場合 足立区立加賀中学校

◆避難所に行けない場合 足立加賀二丁目アパート 5号棟

※特別警報発表や避難指示発令等の場合は臨時休園する場合があります。

詳しくは別途お知らせします。

◇災害に備えた訓練・設備等

◆避難訓練（地震・消火・避難） 月1回実施

◆引き渡し訓練 年1回実施

◆非常通報装置（学校110番）、防犯カメラ、AED等を設置しています。

◆保育業務支援システム（コドモン）を導入し、非常時にも保護者に円滑に情報伝達ができる体制を整えています。

虐待防止のための措置

◇体制整備等

区立園では虐待の防止の対応方針を定め、虐待の発生予防をはじめ虐待の早期発見、子どもや家庭への支援と見守りの体制を整えています。育児についての不安や仕事との両立の苦しさなどつらいと感じた時には園または関係機関に気軽にご相談ください。

◇緊急時の対応

児童虐待やネグレクト等の不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

◇保育施設に通える期間について

保育施設を利用できる期間は、下記のとおり児童の保育の必要性によりそれぞれ異なります（最長で小学校就学前まで）。

- ①就労…就労の予定期間が満了する月の末日まで。
 - ②求職活動中・就労内定…3ヵ月以内。
 - ③出産…出産（予定月）及びその前後2ヵ月以内で合計5ヵ月以内。
- ※それ以降はこれらかの保育の必要性がなければ退所となります（ただし、産後2ヵ月からの求職活動期間は認めます）。
- ④疾病・障がい…入院・療養等を要しなくなる月の末日まで。
 - ⑤介護・看護…介護・看護を要しなくなる月の末日まで。
 - ⑥災害…災害の復旧が終了する月の末日まで。
 - ⑦就学・技能習得等…就学・技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで。
 - ⑧育児休業（入所後に就労実績があり、その後、年少の児童の産前・産後休業、育児休業に入る場合）

※保育の必要性が変わった場合は、それに伴い保育施設の利用期間や時間も変更（延長・短縮）になることがあります。

※在園児の病気や怪我・保護者の里帰り出産により長期間（2ヵ月を超える）休みとなる場合は、保育・入園課にご相談ください。連絡なく、2ヵ月を超えて保育施設に通所しない場合は退所となります。

◇利用に伴う費用

- ◆月額負担額 認定した区市町村が定める額（0～2歳児クラスのみ）
- ◆一時延長保育料 日額500円
- ◆延長保育料 足立区が定める額
- ◆副食費 認定した区市町村により異なる（足立区の場合は無償）

※利用に伴う費用の詳細はホームページ等でご確認ください。